

平成 28 年 12 月 21 日

「UBS 次世代テクノロジー・ファンド」 受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

### 「UBS 次世代テクノロジー・ファンド」の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS 次世代テクノロジー・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記要領にて信託約款を変更する予定です。

敬具

#### <記>

#### 1. 約款変更の内容および変更理由

##### <約款変更内容>

当ファンドの運用の指図に関する権限の委託先を、**UBS AG, UBS** アセット・マネジメント（チューリッヒ）から **UBS** アセット・マネジメント（アメリカス）インク（以下「当社グループ米国拠点」といいます。）に変更いたします。

##### <約款変更理由>

当社グループにおきましては、運用効率の向上を主眼に、グローバルに展開する株式運用チーム内における役割分担の最適化を目的とした運用体制の見直しを進めております。その一環として、テクノロジー関連株式にかかる運用戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、当社グループ米国拠点への集約を進めることといたしました。

当社グループでは、当該戦略において米国株式は主要な投資対象であることから、当該戦略の運用を米国拠点へ集約することにより、運用効率のより一層の向上を図れるものと思料しております。

上記運用の見直しに伴い、当ファンドの運用につきましても、今般、当社グループスイス（チューリッヒ）拠点より当社グループ米国拠点へ委託先を変更することといたしました。

#### 2. 信託約款変更の手続きおよび日程

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ①受益者および受益権口数の確定   | : 平成 28 年 12 月 21 日 |
| ②書面による議決権の行使受付最終日 | : 平成 29 年 1 月 19 日  |
| ③書面による決議の日        | : 平成 29 年 1 月 20 日  |
| ④約款変更適用日          | : 平成 29 年 1 月 24 日  |

- ※ 平成 28 年 12 月 21 日現在の受益者は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（約款変更）に対して議決権を行使することができます。
- ※ 平成 28 年 12 月 21 日現在の受益者とは、平成 28 年 12 月 19 日までの買付申込受付者を含み、平成 28 年 12 月 20 日以降の買付申込者および平成 28 年 12 月 19 日以前の換金申込者は除きます。



[約款変更を行う場合]

約款変更にかかる書面決議は、上記①時点の当ファンドの議決権口数の  $\frac{3}{2}$  以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、平成 29 年 1 月 24 日に、弊社ホームページに「約款変更のお知らせ」を掲載し、平成 29 年 1 月 24 日付で信託約款の変更を行います。

[約款変更を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、約款変更を行いません。この場合には、平成 29 年 1 月 24 日に、弊社ホームページに「約款変更不成立のお知らせ」を掲載いたします。

\*本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS 次世代テクノロジー・ファンド」の投資信託約款変更（予定）のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上